

性別適合手術 公的保険の対象に

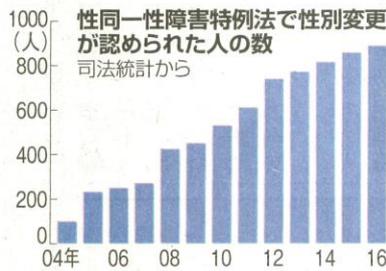
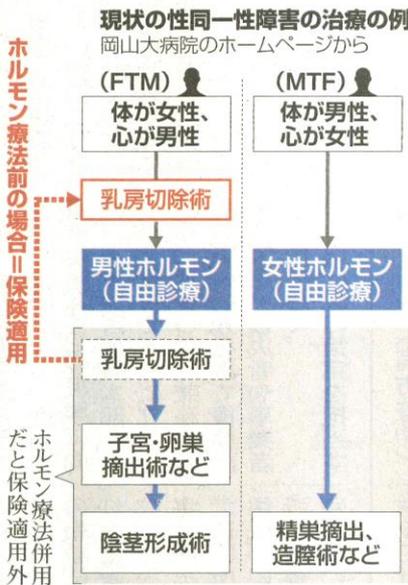
ホルモン療法 併用は自己負担

体の性と心の性が一致しない「性同一性障害（GID）」の治療として、子宮や精巣を摘出するなど、性別適合手術が、4月から公的医療保険の対象となった。しかし自由診療のホルモン療法と併用すると、保険が効かなくなる。専門家からはホルモン療法にも保険適用を求める声が出ている。

混合診療が一般的

四国に住む飲食店店主（38）は、女性という性別に違和感を持ちながら生活してきた。ただ、家族が理解してくれるのを待ち、治療はして来なかった。

だが、「40歳を前に、このまま治療せず後悔したくない」。性ホルモン製剤を使い、心の性に体の性を近づけるホルモン療法を始めた。いざ治療を開始しようと



乳房切除手術から受けた。保険適用によって約60万円の費用は約20万円に抑えられた。胸を押しさえつける服を着る必要もなくなり、「これで自信が持てるかな」。今後、ホルモン療法を始めるという。

法務省などによると、これまで国内で戸籍上の性別を変えた人は約7千人。半数以上はタイなど国外で性別適合手術を受けたと見込まれている。

今年4月から、手術件数や専門医の在籍などの条件を満たし、GID学会が認定する医療機関で、保険適用の手術が受けられるようになった。同学会によると、岡山大病院のほか、山梨大病院、光生病院（岡山市）が対象。近く認定される病院も数カ所あるとい

う。

ただし、すでにホルモン療法を受けている人が大半とみられ、冒頭の店長のように保険が効くケースはごく一部の人に限られる。

岡山大の難波祐三郎・シエンダーセンター長（形成外科）によると、卵巣や精巣をとったり、膣や陰茎をつくったりする手術では、手術後に継続的に使うこと

WHO、精神疾患から除外

世界保健機関（WHO）の分類ではこれまで、性同一性障害は「精神疾患」に含まれていた。だが、6月に公表された新たな分類案では、精神疾患から外れ、名称も変更。日本語での呼び方として「性別不合」という案が出ている。新たな分類案は来年5月のWHO総会で正式決定される。

大阪医科大の康純・准教授（精神神経科）は「（病気というより）多様性の一つという世界的な流れに沿った変更で、（正式決定されれば）国内のガイドラインの見直しも検討する必要があるだろう」と話す。

国内のガイドラインは精神科医の厳密な診断を求める声もある。（後藤一也）

になる性ホルモン製剤によって、副作用などの問題が起きないか、あらかじめ使ってみて調べるのが一般的。混合診療になってしまいい、手術に保険が効かなくなるという。

同学会理事長で岡山大の中塚幹也教授（産婦人科）は「引き続き、ホルモン療法の保険適用に向けても訴えていきたい」と話す。